

# 金融商品会計基準改正の意見募集文書、公表

— ASBJ

去る8月27日、企業会計基準委員会は第391回企業会計基準委員会を開催した。

今回の審議事項は次のとおり。金融商品会計基準改正についての意見募集

これまで検討されてきた「金融商品に関する会計基準の改正」についての意見の募集の文案につき、採決が行われた。

出席委員全員が賛成し、公表が承認された(公表は8月30日)。コメント期限は11月30日まで。

実務対応報告18号改正案へのコメント対応

第118回実務対応専門委員会(2018年9月10日号)No.1522(情報フラッシュ参照)で検討された実務対応報告18号の改正案に寄せられたコメントへの対応が審議された。

事務局より次回の親委員会へ公表議決を行いたい旨が示された。

公正価値測定の開示・ガイドライン

前回の親委員会ならびに第132回金融商品専門委員会(2018年9月10日号)No.1522(情報フラッシュ参照)に引き続き、時価のレベルに関

の、IFRS 16号早期適用企業の財務諸表の影響分析、リース期間、リースとサービスの差異および未履行契約との関係について審議された。

する説明と、開示項目の導入の必要性に関する追加的検討について審議が行われた。

委員からは、追加的検討のなかの「観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響」を開示する事務局案に、反対意見が示された。

リース会計の検討

第81回リース会計専門委員会(2018年9月10日号)No.1522(情報フラッシュ参照)に引き続き、予備的分析のなか

## 「財務報告のための概念フレームワーク」第8章財務諸表の注記、公表

— IASB

国際会計

去る8月28日、IASBは、概念基準書8号「財務報告のための概念フレームワーク」第8章「財務諸表の注記(以下、「本基準書」という)を公表した。

関連する公開草案は、2014年3月に公表され、コメントが募集されていた。本基準書は、「IASBの意思決定のプロセス」を扱っており、FA

の、IFRS 16号早期適用企業の財務諸表の影響分析、リース期間、リースとサービスの差異および未履行契約との関係について審議された。

未履行契約について、以前の専門委員会での「オンバランスの論拠として資産の認識(使用権の移転)が重視され、負債(リース料の支払義務)の認識が重視されていないことに違和感がある」という意見に対し、事務局は「負債の認識は、原資産の引渡しを重視する論理構成を受け入れることができるかによる」と追加的分析を示した。

委員から、引渡しを重視する考え方に批判的な意見が聞かれた。

SBが「既存の開示要求の評価」と「将来の開示要求の新設」を行うときの基礎を提供している。

IASBが開示を検討する項目が、自動的に開示が要求されるわけではなく、IASBとそのスタッフは、潜在的な開示と既存の開示に関連するコストと便益を評価し続けている。

の、IFRS 16号早期適用企業の財務諸表の影響分析、リース期間、リースとサービスの差異および未履行契約との関係について審議された。

## 財務省法人企業統計調査

—平成30年4～6月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は平成30年9月3日に発表した平成30年4～6月期の調査結果の概要です。

◆売上高(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増収  
売上高は344兆6,149億円で、前年同期(327兆9,184億円)を16兆6,965億円上回り、対前年同期増加率は5.1%(前期3.2%)となりました。

業種別にみると、製造業では、業務用機械などで減収となったものの、電気機械、生産用機械、輸送用機械などで増収となったことから、製造業全体では6.7%(同1.4%)となりました。一方、非製造業では、物品賃貸業などで減収となったものの、卸売業、小売業、建設業、不動産業などで増収となったことから、非製造業全体では4.5%(同3.9%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は6.3%(同4.3%)、1億円～10億円の階層は5.0%(同3.7%)、1,000万円～1億円の階層は3.9%(同1.6%)となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増益  
経常利益は26兆4,011億円で、前年同期(22兆3,900億円)を4兆1,111億円上回り、増加率は17.9%(前期0.2%)となりました。

業種別にみると、製造業では、食料品、鉄鋼、金属製品などで減益となったものの、情報通信機械、生産用機械、電気機械などで増益となったことから、製造業全体では27.5%(同8.5%)となりました。一方、非製造業では、建設業などで減益となったものの、サービス業、卸売業、小売業、情報通信業などで増益となったことから、非製造業全体では12.4%(同5.0%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は25.0%(同1.7%)、1億円～10億円の階層は12.7%(同0.6%)、1,000万円～1億円の階層は2.1%(同4.2%)となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増加  
設備投資額は10兆6,613億円で、増加率は12.8%(前期3.4%)となりました。業種別にみると、製造業では、電気機械、業務用機械、鉄鋼などで減少したものの、情報通信機械、化学、輸送用機械などで増加したことから、製造業全体では19.8%(同2.8%)となりました。一方、非製造業では、不動産業、サービス業、建設業などで減少したものの、運輸業、郵便業、電気業、卸売業、小売業などで増加したことから、非製造業全体では9.2%(同3.6%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は23.5%(同6.8%)、1億円～10億円の階層は3.5%(同2.4%)、1,000万円～1億円の階層は1.2%(同4.2%)となりました。

なお、ソフトウェア投資額は8,526億円で、増加率は0.3%(同18.7%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は9兆8,087億円で、増加率は14.0%(同2.1%)となりました。

前年同期比増加率の推移(金融業、保険業を除く) (単位: %, 億円)

区分	29-4-6	7-9	10-12	30.1-3	4-6	
売上高					(実額)	
全産業					3,446,149	5.1
製造業	6.7	4.8	5.9	3.2	990,886	6.7
非製造業	4.8	3.9	4.7	1.4	2,455,263	4.5
経常利益					(実額)	
全産業					264,011	17.9
製造業	22.6	5.5	0.9	0.2	104,766	27.5
非製造業	46.4	44.0	2.5	△8.5	159,245	12.4
設備投資					(実額)	
全産業					106,613	12.8
製造業	1.5	4.2	4.3	3.4	(98,087)	(14.0)
	(0.6)	(4.3)	(4.7)	(2.1)	38,841	19.8
非製造業	△7.6	1.4	6.5	2.8	(36,196)	(21.1)
	(△8.0)	(1.8)	(6.2)	(2.5)	67,773	9.2
	6.9	5.9	3.0	3.6	(61,891)	(10.3)
	(5.9)	(5.8)	(3.8)	(1.8)		

(注) 設備投資の( )書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めています。そのためには、調査票の早期回収が不可欠ですので、調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。なお、次回平成30年7～9月期の調査票の提出期限は平成30年11月12日、結果の公表は平成30年12月3日の予定です。

## 本基準書の内容

本基準書は、開示要求の決定にあたり、FASBの手続の改善、継続性のある意思決定の促進の手助けとなる。

主な内容は次のとおりである。

### (1) 財務諸表の注記の情報のタイプ

財務諸表の注記で提供される情報のタイプを次の3つとしている。

- ① 財務諸表の表示項目に関する情報(性質、物理的状況、契約条件、取引先の遂行能力など)
- ② 報告企業の情報(性質、活動、課せられる特別の制限または与えられた特権、他社と比較して有利または不利な状況など)
- ③ 企業の将来キャッシュ・フローに影響を与える可能性のある、認識されていなかった過去の事象と現在の状況(認識規準を満たさなかった事象、認識が禁止されているまたは認識を要求されていない事象)

### (2) 財務諸表の注記での情報の制限

財務諸表の注記での情報について次の4つの制限を課している。

- ① 広範な企業の財務諸表の既存の利用者と潜在的な利用者に関連する情報のみを要求する

② 費用制約条件(情報の便益を主張するには、発生費用を正当化しなければならない)

③ 要求された注記での情報から発生するかもしれない潜在的な意図しない不利な結果を考慮する(法律上、競争上、評判上などの不利な結果)

④ 報告企業、その投資家、貸手、その他の債権者のキャッシュ・フローの予測にマイナスの影響を与えるかもしれない未来志向(future-oriented)情報を含む(測定のためのインプットとして使用した見積りと仮定に関する情報や、経営陣のコントロール下にある事項に関する経営陣の既存の計画と戦略に関する情報)

### (3) 期中財務諸表の注記

期中財務諸表の注記での開示については、期中財務諸表は年次財務諸表の重要な一部であり、期中期間の会計処理は年次の会計処理と異なることがあるため、次の情報を期中財務諸表で開示することを求めている。

- ① 認識、測定、または表示項目についての直近の年次財務諸表との差異
- ② 期中期間の財政状態と経営成績について年度のそれらとの関連性

先日、ある仕事で研修の動画教材を作成するための撮影に行ってきました。動画教材をつくるのは初めての体験なのでワクワクしましたが、同時に戸惑いや、やりづらさも感じました。

普段講師として研修を行っているときは、受講者と対話しながら進めたり、場の雰囲気ですすトピックの順番を変えたり、映像に残すには少々恥ずかしい失敗談を入れたりするといった工夫をしています。しかし、動画教材ではそれらができないので、勝手が違って終始違和感を覚えながら進めていました。

その違和感の最大の要因は、講師として話しているその場に受講者がいないことでした。受講者がその場にいるかどうかというのは、大変大きな違いです。教育研修に限らずビジネスにおけるプレゼンでも、オーディエンスの存在が及ぼす影響は少なくありません。オーディエンスのなかに自分のことを応援してくれている人がいる、多くの人が顔を上げて話を聞いてくれていて、プレゼンターへのほうをみて頷きながら聞いてくれている人がいるといった事実が勇気づけられ、プレゼンを乗り切ることができたという人は少なくないと思います。つまり、協力的なオーディエンスの存在

が、プレゼンターを助けているといえるし、プレゼンの質を向上させてくれているともいえます。

また、目の前に人がいる限り、プレゼンはインタラクティブであるべきです。筆者は研修講師の教育も行っていきますが、繰り返して伝えることの1つに「研修とは受講者とのインタラクティブなコミュニケーションである」という説明があります。研修講師の経験が浅い人は、受講者に



対して一方的に話します。受講者が理解していようがまいが、興味を抱いていようが退屈していようが、構わずに話し続けます。これは経験不足による余裕のなさや研修の立案力・構成力不足もありますが、根っこに「研修とは一方通行の教育である」という考え方があること少なくありません。このことはビジネスにおけるプレゼンでも同様です。プレゼンも本来的には一方通行ではないと考

えます。オーディエンスの属性、態度や反応、場の雰囲気、前後のプログラムとの兼ね合いなどを総合的に捉えて、オーディエンスの存在と「対話」しながら進めるものです。その場にいるオーディエンスのニーズに沿ってプレゼンを展開すると言いつてもいいかもしれません。

このように考えると、やはりプレゼンや研修は映像だけでは機能しづらいと思わざるを得ません。今の世の中の流れに逆行する「非効率」なのかもしれませんが、コミュニケーションはFace to Faceが効果的だし、そのほうがプレゼンターも育つ(育てられる)のだと思います。説明ツールとして動画を用いることが主流になってきましたが、そのような主流に対しては常にメリットとデメリットを考えることが求められます。感覚的に理解できる、短い時間で理解できる等のメリットはもちろん素晴らしい点です。しかし、わかったというよりわかった気になっているだけのときがある、説明者との対話をせずに済む、文字情報を理解する能力が低下する等のデメリットも知らなければなりません。便利なものは、必要に応じてバランスよく活用したいものですね。(メンタルクリエイター 江口 毅)

## 概念基準書8号の改訂

本基準書と同時に、2010年9月に公表された概念基準書8号「第3章・有用な財務情報

報の定性的な性質」が改訂され、「目的適合性(relevance)」と「重要性(materiality)」の違いが明確にされている。

## 国際会計

# 注記に関する概念基準書公表に伴う公正価値・退職給付の改訂ASU、公表—FASB

去る8月28日、FASBは

会計基準アップデート(ASU) 2018—13「公正価値測定(トピック820) — 開示フレームワーク — 公正価値測定の開示要求の変更」とASU 2018—14「報酬 — 退職給付 — 確定給付制度 — 全体(サブ・トピック75—20) — 開示フレームワーク — 確定給付制度の開示要求の変更」を公表した。

2つのASUは、FASBの開示フレームワーク・プロジェクトの一部であり、同日の概念基準書8号「財務報告のための概念フレームワーク」第8章「財務諸表の注記」の公表により、概念基準書に基づく具体的な注記の改訂として公表された。ASU 2018—13とASU 2018—14の主な内容は次のとおりである。

## 測定

### ASU 2018—13「公正価値

#### (1) 改訂の内容

次の開示を削除している。

- ・ 公正価値のヒエラルキーでレベル1とレベル2の間の振替金額とその理由
- ・ レベル間の振替の時期に関する方針
- ・ レベル3公正価値測定の評価の過程

次の開示を改訂、または明確にしている。

- ・ 純資産で計算される投資について、要求されている投資先の資産の清算時期と償還の制限がなくなる時期の開示は、「投資先が、時期を投資元(報告企業)に知らせた、または公表した場合のみ」要求されること
- ・ 測定の不確実性の開示の目的は、報告日現在の測定の不確実性に関する情報を伝えることにあることを明確にした

次の開示を追加している。

- ・ 報告期間末に保有する経常的なレベル3の公正価値測定について、「その他の包括利益」に含まれる当期の未実現損益の変動
- ・ 重要な観察可能でないインプット(レベル3)として使用された定量的な情報の具体的な内容(範囲と加重平均)

#### (2) 適用関係

2019年12月16日以降開始する年度から適用され、早期適用は認められる。原則として、遡及適用される。

### ASU 2018—14「報酬 — 退職給付」

#### (1) 改訂の内容

次の開示を削除している。

- ・ 純期間給付費用の要素として次年度に認識が予定されている「その他の包括利益累計額」の金額
- ・ 企業に返還が予定されている制度資産の金額と時期
- ・ 日本の厚生年金の代行返上に関する開示
- ・ 保険と年金契約によりカバーされる将来の年間給付金額に関する関連当事者の開示と雇用者または関連当事者と制度間の重要な取引

次の開示を追加している。

- ・ 約束した保証利率のある現金残高制度と他の制度における加重平均保証利率
- ・ 当期の退職給付債務の変動に関連する重要な損益について理由の説明

次の開示することを明確にしている。

- ・ 予測給付債務(PBO (Projected Benefit Obligation))と制度資産を超えている制度のPBOを有する制度の制度資産の公正価値

- ・ 累積給付債務(ABO (Accumulated Benefit Obligation))と制度資産を超えている制度のABOを有する制度の制度資産の公正価値

#### (2) 適用関係

2020年12月16日以降開始する年度から適用され、遡及適用される。早期適用は認められる。

#### 今後の予定

今後は、公開草案が公表されている「法人税」、「棚卸資産」、「政府援助」に関する開示についてもASUの発行が予定されている。

## 国際会計

# 内部利用のソフトウェアに係るのれんと無形資産に関するASU、公表—FASB

去る8月29日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2018—15「のれんとその他の無形資産 — 内部利用のソフトウェア(サブ・トピック350—40) — サービス契約であるクラウド・コンピューティング契約」を公表した。

2015年にFASBは、ASU 2015—05「のれんとそ

他の無形資産 — 内部利用のソフトウェア(サブ・トピック350—40) — クラウド・コンピューティング契約で顧客が支払う料金の顧客の会計処理」を公表したが、このASUは、サービス契約であるホスト契約(ソフトウェア製品のアクセスと使用に関して、ソフトウェアの顧客は、現在はソフトウェアを所有しておらず、必要に応じてソフトウェアにアクセスし使用する契

約)の顧客の導入コストの会計について規定していなかった。

**本ASUの内容**

本ASUは、この導入コストについて、サブ・トピック350-40での内部利用のソフトウェアの開発または獲得のためのコストと同じ取扱いとした。

したがって、アプリケーション開発段階で発生したコストは、コストの性質に依存して資産化され、一方、プロジェクト初期段階と導入後の段階の間に発生したコストは、費用として計上される。

資産化された導入コストは、ホスト契約の期間にわたり、ホストの要素に関連する料金と同

じ損益計算書の科目に費用計上される。

資産化された導入コストの支払については、キャッシュフロー計算書では、ホストの要素に関連する料金の支払と同じ分類となり、財政状態計算書では、ホスト契約に関連する料金の前払いと同一科目に計上される。

ホスト契約の期間は、キャンセルできない期間を含み、延長や解約のオプションを加味して決定される。

**適用関係**

ASUは2019年12月16日以降開始年度から適用され、早期適用は認められる。

**藤井健志・新長官インタビュー**

—国税庁

7月に国税庁長官に就任した藤井健志氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負等を語った。

**就任にあたっての抱負**

国税庁としての使命を果たすために、納税環境の整備など納税者サービスの充実とともに、適正・公平な課税・徴収を行っていききたい。

また、経済活動の国際化・ICT化等の税務を取り巻く環境の変化に的確に対応し、組織や



業務の改革に取り組んでいきたい。

**電子申告の義務化**

平成32年4月1日以後開始事業年度から法人については法人税等の電子申告が義務化さ

れ、これにあわせて円滑な申告データの電子提出に向けて、納税環境の整備を進めていきたい。

**消費税率引上げ**

2019年10月の消費税率引上げとあわせて実施される、軽減税率制度への対応に重点的に取り組んでいきたい。事業者は

税率ごとの商品管理や区分経理などの準備を行う必要があるなど、これらを含めて周知・広報等に取り組んでいきたい。

**富裕層に対する取組み**

平成29年から全国の国税局にプロジェクトチームを設置し、重点的に管理すべき富裕層に対して将来にわたる時間軸で捉

**藤城眞・新局長インタビュー**

—東京国税局

7月に東京国税局長に就任した藤城眞氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負等を語った。

**就任にあたっての抱負**

少子高齢化、グローバル化など、産業構造が変化していくなかで税のあり方が今後どうなっていくかを考えていきたい。

また、国税の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適切かつ円滑に実現する」ため、①政府や税に対する信頼の



確保、②悪質な不正事案等への厳正な対処、③申告・納付手続の充実などによる納税者の利便性の向上に取り組んでいきたい。

え、関係する個人・法人を含めて一体的に管理している。

さらに、本年7月から東京・大阪・名古屋・関東信越国税局のそれぞれの一部の部署において、プロジェクトチームで管理する富裕層以外の富裕層についても管理する体制を運用し、全体として強化している。

**今までの経歴で興味深い仕事**

主計局課長補佐時代の金融システム不安への対応で公的資金の枠組み作りへ参加したことや、リーマンショック後の地方財政の予算編成に取り組んだことなど、経済的な動乱の政策対応が1つひとつ貴重な経験になっている。

**重点施策**

まず、調査事務については富裕層や国際取引だけではなく業務規模の小さい法人にも目配りをして調査全体のパフォーマンスを高めていきたい。

また、2019年10月からの消費税の引上げと軽減税率の導入に備えて、準備期間が限られていることを踏まえて、積極的に広報活動に取り組んでいきたい。

**国際的な取引に対する取組み**

東京局では、国際的な租税回避事案や脱税事件に対する実態の把握に努めるとともに、租税条約等に基づく情報交換制度を効果的に活用し、各国の税務当局と連携しながら取引の実態解明に努めていきたい。

また、本年から非居住者の金融口座情報である「共通報告基準(CRS)」に基づく自動的情報交換が開始されるため、これによって提供される個人・法人等の金融口座情報を効果的に活用していきたい。

**仮想通貨取引に関する取扱い**

仮想通貨の使用による損益は原則として雑所得に区分されるが、たとえば事業所得者が、事業用資産としてビットコインを保有し、決済手段として使用する場合は事業所得に分類されるなど、所得区分が変更される場合もあり、正しい申告納税に関して周知していきたい。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年8月28日	「収益認識に関する会計基準」の公表後の対応に関する手順	ASBJ	企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」で、同会計基準公表後、実務への適用検討過程で、従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者より識別され、委員会に提起された場合には、対応を図ることの可否を判断する旨が記載されているが、その対応の具体的な手順が示されたもの。 <a href="https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/shueki_20180330.pdf">https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/shueki_20180330.pdf</a>	—
2018年8月31日	平成29年度及び平成30年度改正外国子会社合算税制に関するQ&A	国税庁	平成30年1月公表の「平成29年度改正外国子会社合算税制に関するQ&A」に、①実体基準または管理支配基準を満たすことを明らかにする書類等の具体例、②ペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の免除特例の具体例を新たに加えたもの。 <a href="http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180111/index.htm">http://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/180111/index.htm</a>	—

金融

# アルゼンチン通貨下落の悪影響

新興国の通貨下落の動きが、世界経済の懸念材料になっていく。トルコショックに端を発して、アルゼンチン、ブラジル、ロシア、南アフリカ、インドといったその他の新興国通貨も対外価値を切り下げる動きが目立っている。

特にアルゼンチンは、ここ数年通貨ペソの対米ドル相場が下落傾向だったが、1ドル＝10（20ペソ）のレンジ内の動きだった。それが今年2月に20ペソを上回ると8月末には急速に38ペソまで下落し、年初来の下落幅は約54%になった。他の新興国も、トルコ・リラが43%、ブラジル・レアルが20%、南アフリカ・ランドとロシア・ルーブルが約16%など、大幅な下落となっている。

もちろんアルゼンチンの場合、トルコショックは自国通貨ペソの下落を加速するきっかけにはなっているが、ここ数年の下落トレンドはアルゼンチン経済のファンダメンタルズの悪化が要因にある。対外収支の経常赤字がGDP比5%、基礎的財政赤字も4.5%と新興国のなかでも目立つレベルにあり、い

わゆる「双子の赤字」が通貨下落の根本的な要因となっている。アルゼンチン政府は、IMFから500億ドルの信用枠に基づく融資を前倒して受けるため、6月に決めた緊縮財政をさらに強化した。

一方、アルゼンチン中央銀行も8月30日に政策金利を45%から60%に引き上げる引締め策を実施している。

このように、アルゼンチンは

## 今年秋はリーマン・ショックから10年目

証券

株式市場の歴史を繙くと、秋は何度もパニックに襲われている。2018年秋はリーマン・ショックからちょうど10年目に

あたる。10年前の2008年秋、アメリカの大手証券会社が経営破綻すると、世界経済は金融恐慌から大不況へ突入した。世界中のお金が凍りつき、即、消費需要、投資需要が吹っ飛んだのである。

1990年代、80年代の終わり頃も金融危機が不況を招くと

対外的な通貨防衛策と国内的なインフレ対策のために景気には急ブレーキをかけることになった。今後、こうした緊急策が効果を奏するか否かは見極める必要があるが、輸入インフレや高金利政策を通じた他の新興国への波及も完全には否定できない。

現状、市場関係者はそれほど悲観的ではなく、一時的な動きとみる向きもいる。しかし、アメリカと中国の間を中心に貿易摩擦や地政学リスクの拡大懸念もあるなか、かつてのような国際協調といったセーフティネットが機能するのかが不透明で警戒感も払拭できない。

実体景気にどこまで影響してくるかである。世界2位の経済大国、貿易大国である中国の世界経済における存在感は、10年前のリーマン・ショック時よりはるかに巨大になっている。

トランプ大統領の保護貿易政策によって、鉄鋼・アルミなど製品ベースでの輸入関税引上げがすでに発動されているが、自動車や輸入関税引上げも絶えずチラつかされてきた。巨大産業の製品への輸入関税引上げの影響は測り知れないものがある。

これから11月の米中間選挙に向けて世界の株式市場にとって懸念されるのは、過去に株価調整・下落の原因となることが多かった金融恐慌ではなく、実体経済の変調・落ち込みである。

ただアメリカは景気変動となっても金融政策の修正で株式市場の不安を軽減できる余地がある。株価への影響は相対的に小さくて済むかもしれない。米景気の変調はアメリカよりも他の国々の株式市場により大きなダメージを与えるのだ。

日本の株式市場は、残念ながら独自の力で株価の方向を決められない状況にある。この秋も米株価と為替相場の動向次第である。

しかし、今年秋の最大の懸念材料は、米中貿易摩擦が両国の